

別表8 共済の対象に含まない物

- (1) 携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- (2) 電子辞書、電子翻訳機、電子書籍専用端末、携帯情報端末（PDA）、スマートウォッチ等のウェアラブル端末
- (3) スマートスピーカー・AIスピーカー
- (4) 携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機、携帯ナビゲーション
- (5) トランシーバー等の携帯型または移動型の無線電話装置
- (6) 携帯ラジオ、携帯テレビ
- (7) 携帯Wi-Fiルーター
- (8) その他携帯電話、無線LAN、Bluetoothなど電波法施行規則第2条第1項第15号に定める無線通信が可能な端末機器およびこれらの付属品
- (9) 携帯型CDプレイヤー、携帯型DVDプレイヤー
- (10) ヘッドフォン・イヤフォン